

(仮称) 橘地域認定こども園整備事業者選定に関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和5年7月19日

小田原市子ども若者部保育課 保育施設係

1. 調査の目的

令和4年12月に策定した「(仮称) 橘地域認定こども園整備基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、認定こども園整備を通じて質の高い教育・保育を提供する安全・安心で使いやすい施設を、令和8年4月開所を目途に整備することを基本とし、「小田原市気候変動対策推進計画」や「小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針」を踏まえ、ZEB Oriented 相当以上の施設とすることや、小田原産木材を活用し、脱炭素化に寄与することも施設整備の基本方針に掲げました。

発注方式については、小田原産木材確保のための早期発注、施工者の技術力やノウハウ等を設計段階に活用しやすいなどメリットが多い「設計施工一括発注方式(デザイン・ビルド方式)」を採用することとしました。

本調査は、基本計画に基づいて認定こども園を整備するに当たり、本市が検討している内容等について情報提供を行うと共に参加意欲やDB事業者選定条件等に関する意見及び提案等を民間事業者の皆様と個別に対話形式で聴取することにより、(仮称) 橘地域認定こども園整備事業(以下「本事業」という。)の具体化に役立てることを目的とします。

2. 事業概要

本事業の概要については、小田原市(以下「本市」という。)のホームページにおいて公表している次の資料をご参照ください。

資料名	(仮称) 橘地域認定こども園整備基本計画(令和4年12月策定)
URL	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/edu-ch/kosodate/topics/p35744.html
資料名	小田原市気候変動対策推進計画
URL	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/zerocarbon/climatechange/keikaku.html
資料名	小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針
URL	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/industry/agricult/forest/wood/riyou.html
資料名	小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針
URL	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/municipality/jigyou/contract/system/p33865.html

また、本市が現時点において想定しているDB事業者選定条件等については、本調査の参加者のみに個別に開示しますので、5. 個別対話の手続きにおける「個別対話参加事業者申込書（別紙1）」とともに「守秘義務に関する誓約書（別紙2）」を提出の上、個別開示資料の貸与を受けてください。

3. スケジュール

実施要領の公表	令和5年7月19日（水）
個別対話開示資料の貸与開始	令和5年7月19日（水）
個別対話の参加申込期限	令和5年7月26日（水）12時まで
個別対話の実施日時及び実施場所の連絡	令和5年7月28日（金）まで
意見及び提案等要旨の提出期限	令和5年7月31日（月）15時まで
個別対話の実施	令和5年8月2日（水）から 令和5年8月4日（金）まで ※ 申込状況により変更する場合がある
実施結果概要の公表	令和5年8月中旬（予定）

4. 個別対話の内容

（1）個別対話の対象者

本事業の設計及び施工を担う能力を有する法人（※1、※2）とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ア 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第2号、第3号、第4号及び第5号に該当すると認められる者。
- イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反する者

※1：施工を担う法人

小田原市内に本店を有し、建設業法に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が740点以上であること。

※2：設計を担う法人

- ① 建築士法 第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成25年4月以降に延べ床面積が800㎡以上の就学前教育・保育施設の新築工事において、元請けとして受注した実績があること。

（2）個別対話の項目

本事業におけるDB事業者選定について意見及び提案を求めます。

なお、個別対話項目に関する意見及び提案等の要旨については、5.（3）意見及び提案等要旨の提出における「意見及び提案等要旨（別紙3）」に記入の上、令和5年7月31日（月）15時

までに 8. 問い合わせ先に提出してください。

- ア 本事業における参加意欲の有無
- イ 参加資格としての実績についての意見及び提案等
- ウ 小田原産木材の活用についての意見及び提案等
- エ Z E B化についての意見及び提案等
- オ 対応可能な地域貢献についての意見及び提案等
- カ その他、本事業の効率的かつ効果的な実施に関する意見及び提案等

5. 個別対話の手続き

(1) 現地見学会・説明会の開催

現地見学会及び説明会は行いません。

(2) 個別対話の参加申し込み

個別対話の参加を希望する場合は、個別対話参加事業者申込書(別紙1)に必要事項を記入し、件名を【個別対話参加申込】として、8. 問い合わせ先へ電子メールにて御提出ください。

ア 申込受付期間

令和5年7月19日(水)～7月26日(水)12時まで

イ 申込先

(8. 問い合わせ先のとおり)

ウ 参加申込の受付確認後、令和5年7月19日(水)以降に参加者の担当者に個別対話開示資料を貸与します。個別対話開示資料は、次の内容を予定しています。

(ア) D B事業者選定への参加条件

(イ) 小田原産木材の活用について

(ウ) Z E B化について

エ 本事業における事業推進パートナーを発見する資料として、個別対話参加事業者名簿(別紙4)掲載の可否を「個別対話参加事業者申込書」で確認の上、個別対話参加事業者の名簿を作成し、すべての個別対話参加事業者へ個別対話時に配布します。個別対話参加事業者以外への配布はいたしませんのであらかじめご了承ください。なお、名簿への記載を希望される場合、「個別対話参加事業者申込書」の★の項目の記載事項を掲載します。

(3) 意見及び提案等要旨の提出

個別対話開示資料の提供を受けた参加者は、「意見及び提案等要旨(別紙3)」に必要事項を記入の上、件名を「意見及び提案等要旨(申込法人名称)」として、電子メールに別紙3の電子ファイル(W o r d形式)を添付して8. 問い合わせ先に提出してください。

なお、意見及び提案等要旨に関連して資料等を提示いただける場合は、個別対話の実施日に10部を持参いただくか、又は、電子ファイル(P D F形式)として本意見及び提案等要旨とともに

に提出してください。

ア 提出期限

令和5年7月31日(月)15時まで

イ 申込先

(8. 問い合わせ先のとおり)

(4) 個別対話の日時及び場所の連絡

個別対話の日時及び実施場所については、「個別対話参加事業者申込書(別紙1)」に記入いただいた対話希望日時を踏まえて調整の上、令和5年7月28日(金)までに、参加者の担当者に電話又は電子メールで連絡します。

なお、希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(5) 個別対話の実施

ア 実施期間

令和5年8月2日(水)から令和5年8月4日(金)まで

※ 申込状況により変更する場合があります。

イ 所要時間

9時から17時までの間で30～50分程度

ウ 場所

決定後、通知します。

エ その他

(ア) 個別対話の実施に当たり、「意見及び提案等要旨(別紙3)」に記載いただいた意見又は提案等に関連して資料等を提示いただける場合は、提出分として計10部を個別対話実施日に持参いただくか、又は「意見及び提案等要旨(別紙3)」の提出時に併せて電子ファイル(PDF形式)として提出してください。

(イ) 提出いただいた資料等の著作権については、それぞれの参加者に帰属しますが、提出いただいた資料等の返却はしません。

(ウ) 本調査に関係のない意見又は提案等その他対話の趣旨から外れた内容についての意見又は提案等があった場合は、当該参加者に対して対話を実施しない(中断する)場合があります。

(エ) 個別開示資料については、個別対話実施日までに返却をしてください。

(6) 個別対話結果の公表

個別対話の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 参加事業者及び個別対話の取り扱い

ア 個別対話への参加実績は、DB事業者公募等における評価の対象とはなりません。

イ 個別対話における発言はその時点での想定によるものとし、何ら約束するものではありません。

ウ 個別対話においていただいた意見及び提案等については、本事業における実施条件等の検討に当たり参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(2) 費用負担

個別対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本個別対話終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

(4) 個別対話におけるコンサルタントの同席

個別対話は、小田原市の職員が実施しますが、(仮称)橘地域認定こども園整備事業者選定支援業務を委託している日建設計コンストラクション・マネジメント㈱も、原則として、個別対話の場に同席します。

7. 別紙・参考資料

(1) 別紙1 個別対話参加事業者申込書

(2) 別紙2 守秘義務に関する誓約書

(3) 別紙3 意見及び提案等の要旨

(4) 別紙4 個別対話参加事業者名簿

8. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

小田原市子ども若者部 保育課 保育施設係

TEL : 0465-33-1642 e-mail : ho-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp